

2018 年度
(平成 30 年度)
定時総会資料

May 29

2018

NPO法人つながる鹿児島

Since 2017.3.13

NPO法人つながる鹿児島
2018年（平成30年）度定時総会資料

総会式次第

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 定足数確認
5. 議事録作成者及び署名人の選任
6. 議案審議

第1号議案	平成29年度事業報告の件
第2号議案	平成29年度決算報告及び監査報告承認の件
第3号議案	平成30年度事業計画案承認の件
第4号議案	平成30年度予算案承認の件
第5号議案	資産の総額の確認に関する件
第6号議案	定款第25条の変更の承認に関する件
第7号議案	定款第29条の変更の承認に関する件
第8号議案	定款第54条の変更の承認に関する件
7. その他
8. 閉会の辞

～その他資料～

※監査報告書

日 時 平成30年5月29日（火）午後6時30分～
場 所 鹿児島市下荒田4丁目11-9 のびビル下荒田2F
(一般社団法人 Saa・Ya)

正会員総数	55人
出席者	15人
委任状	11人

議長	芝田 淳
議事録作成者	宇都宮 孝久
議事録署名者	野村 マリ
議事録署名者	立山 裕子

第1号議案 平成29年度事業報告の件

平成29年度事業報告

自平成29年4月1日至平成30年3月31日

1. 事業実施の概要

当法人の定款上の事業内容は次のとおりである。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業
- ②身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業
- ③身寄りがない方々等を対象とする福祉，就職，法律相談事業
- ④身寄りがない方々等の相互交流事業
- ⑤身寄りがない方々等が居住，医療，介護等において排除されることがないようにするための研究事業
- ⑥身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し，彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業
- ⑦身寄りがない方々等及び彼らの抱える経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業

(2) その他の事業

- ①出版事業
- ②物品の販売事業

以上の定款上の事業内容に応じて，活動を分類すると，次のとおりの事業を実施した。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業として，鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）の活動の支援を実施した。

当該事業に関しては，LUSHJAPAN チャリティバンクの助成金を得て，『身寄り』問題解決のための当事者組織『鹿児島ゆくさの会』の拡大充実プロジェクトを実施した。

②身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業として，専門家によるアウトリーチ事業を実施することを計画していたが，実施できなかった。

③身寄りがない方々等を対象とする福祉，就職，法律相談事業として，鹿児島つながる相談会を実施した。

④身寄りがない方々等の相互交流事業として，鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）の活動の支援を実施した。

⑤身寄りがない方々等が居住，医療，介護等において排除されることがないようにするための研究事業として，太陽生命厚生財団助成金を得て，独居高齢者への医療提供における「身寄り問題」の課題の解明という研究・調査事業を実施し，報告書を取りまとめた。

⑥身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業として、支援者委員会において、『身寄り』対応マニュアルの作成・公表を目指したが、完成せず、次年度も継続予定である。同様に、事業者委員会において、事業者の視点から見た『身寄り』問題解決に向けた提言の作成・公表を目指したが、完成せず、次年度も継続予定である。

(2) その他の事業

- ①出版事業は、実施しなかった。
- ②物品の販売事業は、実施しなかった。

2. 主な事業項目ごとの事業内容

(1) 支援者委員会

支援者委員会を開催し、「『身寄り』問題支援マニュアル(仮題)」を作成できないか検討を始めた。同マニュアルの作成に先立ち、まず『身寄り』がない方への社会資源にどのようなものがあるのか調査・確認することや各委員が実際に体験している『身寄り』がない方に対する支援事例の検討を行った。本年度中のマニュアルの作成・公表を目指していたがならず、次年度に継続することとした。また、支援者委員会においては、当法人の事業全般の検討も実施した。

日時	参加者数	主な議題
H29.4.24	15	各事業進捗報告及び今後の予定について つながる相談会を来月から毎月第3土曜日に実施することに決定
H29.5.15	19	各事業進捗報告及び今後の予定について 助成金の申請について
H29.6.12	11	各事業進捗報告及び今後の予定について 助成金の申請について 遺贈パンフレットの作成について
H29.7.24	13	各事業進捗報告及び今後の予定について ゆくさの会：花火大会について 助成金の決定について (LUSH) みま～も・かごしまとの連携について
H29.8.23	10	各事業進捗報告及び今後の予定について みま～も・かごしまでの講演について ゆくさの会：戸別訪問について 助成金の申請について
H29.9.25	10	各事業進捗報告及び今後の予定について 助成金の決定について (太陽生命厚生財団) つながるファイルの作成について

H29.10.23	8	各事業進捗報告及び今後の予定について 遺贈パンフレットの作成について 民生委員協議会に参加してのつながるファイルの広報について
H29.11.27	7	各事業進捗報告及び今後の予定について つながるファイル作成の進捗状況, マニュアル作成の必要性等について 鹿児島つながる相談会の新たなチラシの作成について
H29.12.16	7	各事業進捗報告及び今後の予定について WAM 助成金の申請について LUSH 助成金事業の進捗, 太陽生命厚生財団助成金事業の進捗について
H30.1.17	8	各事業進捗報告及び今後の予定について
H30.2.26	9	各事業進捗報告及び今後の予定について

(2) 事業者委員会

年度内に3回の事業者委員会を開催し、平成28年度にまとめた「事業者の視点からみた『身寄り』問題の解決に向けた方向性（事業者委員会報告書）」をもとに、これを「提言」にまとめるための様々な検討や学習を行った。

特に「医療」分野における医療同意の問題について踏み込んだ検討を行ったが、当該検討の結果は、後述の鹿児島ゆくさの会事業における「つながるファイル」の内容にも反映された。

日時	参加者数	主な議題
H29.7.25	7名	平成28年度にまとめた「事業者の視点からみた『身寄り』問題の解決に向けた方向性（事業者委員会報告書）」の確認。 芝田委員（司法書士）から、居住支援や成年後見制度利用促進法等の動向についての解説、『身寄り』問題との関連について指摘があり、これについて検討及び議論を行った。
H29.8.31	7名	那須琢磨委員（医師）から、資料「医療における身寄り問題の概要」の提出があり、これに基づいて、医療現場における医療同意を中心とした『身寄り』問題の実態についての報告及び今後の展望について説明があり、これについて検討及び議論を行った。
H29.10.2	5名	浜辺恵里香委員（医療ソーシャルワーカー）から、医療SWとして現場で用いる書式等の資料の提供があり、これに基づいて、医療現場における医療SWの役

		割、『身寄り』問題に関する困難等について説明があり、委員間で検討及び議論を行った。
--	--	-------------------------------------------

(3) 鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

①集会等の開催

平成29年5月より毎月1回ゆくさの会を実施した。計9回のゆくさの会を実施し、平成30年1月には「雑煮会」も実施した。ゆくさの会（雑煮会を含む計10回）へ参加した当事者のべ人数は81名で1回あたり平均8.1名であり、従事者のべ人数は35名で平均名3.5であった。

毎月のゆくさの会は、当事者及び従事者参加のもと座談会形式で実施した。座談会では、当事者の生活上の話を行い、つながるファイルの作成及び勉強会等を行ってきた。なお、当事者の話を行う中で、問題を抱えている当事者がいた際は、当事者同士で解決策を話し合い、解決が難しい場合に従事者も参加し解決を図っている。雑煮会は、当事者及び従事者の協力のもと計画、準備を行い開催した。雑煮会では、雑煮を食べ、ビンゴゲームを行い、相互交流を行った。

日時	参加者数	主な内容
H29.5.30	14	座談会・つながるファイル作成
H29.6.27	8	生健会・一人暮らしの人がなくなった際の対応を学ぶ
H29.8.30	8	座談会・つながるファイル作成
H29.9.26	9	座談会・介護保険について
H29.10.31	8	座談会・雑煮会の企画、検討
H29.11.28	9	座談会・雑煮会の企画、検討
H29.12.26	9	座談会・雑煮会の企画、検討
H30.1.13	27	雑煮会・ビンゴゲーム
H30.2.27	13	座談会・今後の活動計画
H30.3.28	11	座談会・『みま～も』1周年行事参加について

②つながるファイルの作成

『身寄り』がない方が『身寄り』がないことで生じる困難にあらかじめ対処するための準備を行うための文書である「つながるファイル」の作成をすすめた。まだ内容がしっかり定まらないところであるため、一人ずつマンツーマンで作成を進めた。平成30年3月31日時点で6名の方が完成し、数名の方が作成途中である。

なお、完成したファイルは原本を当人が保管し、副本を当法人が保管している。また、当法人がいまだ充実した事務局を持たないため、臨時的な措置として、しばた司法書士事務所も副本を保管している。さらに、みま～も・かごしまと連携し、完成者は「地域見守りキーホルダー」を所持してもらうようにしている。これにより、緊急時の連絡が当法人またはしばた司法書士事務所に入るようになるはずである。

③個別訪問活動

ゆくさの会定例会や活動参加やつながりの弱い会員に対する中心的会員による個別訪問を行い、つながると見守りを確保している。これにより、精神状態悪化と引きこもりで危機状態にあった会員の発見と支援につなげることができる例もあった。

④Line 等 SNS を用いた当事者相互の見守り・支えあい活動

Line 等 SNS を用いた当事者間の相互の見守りや支えあいに関するシステムの構築を目指しているが、具体化には至っておらず、次年度に継続予定である。

(4)「鹿児島つながる相談会」

平成29年5月から平成30年3月まで、毎月第3土曜日の13時から16時、計11回実施した。

相談者数はのべ56名。対応にあたった相談員はのべ94名（法律職35名、福祉職46名、その他13名）であった。

広報については、チラシを作成し、配布した。相談者数が増えないことを踏まえ、平成29年10月から新たなチラシについて検討し、平成30年1月から新しいチラシを作成し配布した。

日時	相談者数	相談員数
H29.5.20	10名	11名（法律職3名、福祉職6名、他2名）
H29.6.17	7名	10名（法律職3名、福祉職6名、他1名）
H29.7.15	5名	9名（法律職3名、福祉職4名、他2名）
H29.8.19	2名	9名（法律職5名、福祉職4名）
H29.9.16	5名	8名（法律職3名、福祉職4名、他1名）
H29.10.21	3名	5名（法律職2名、福祉職2名）
H29.11.18	6名	8名（法律職3名、福祉職4名、他1名）
H29.12.16	5名	10名（法律職4名、福祉職3名、他2名）
H30.1.20	6名	10名（法律職4名、福祉職5名、他1名）
H30.2.17	5名	9名（法律職3名、福祉職5名、他1名）
H30.3.17	2名	6名（法律職2名、福祉職2名、他2名）

種類別相談数

分野	件数
法律分野	49件
福祉分野	8件
生活分野	30件
その他	4件

(5) 【助成事業の概要】 LUSHJAPAN チャリティバンク

『身寄り』問題解決のための当事者組織『鹿児島ゆくさの会』の拡大充実プロジェクトに対して、LUSHJAPAN チャリティバンクからの助成を得た。

助成対象となる活動は次のとおりである。

- ①「ゆくさの会」の催し
- ②「つながるファイル」の作成
- ③Line 等 SNS を用いた当事者相互の見守り・支えあい活動
- ④個別訪問活動

助成事業期間は平成29年8月から平成30年7月まで。

助成金額は644,200円である。(助成金申請額は901,600円)。

(5) 【助成事業の概要】 太陽生命厚生財団助成金

太陽生命厚生財団からの助成金を得て、『独居高齢者への医療提供における「身寄り問題」の課題の解明』という研究・調査事業を実施し、報告書を取りまとめた。

詳細は、報告書を参照のこと。

第2号議案 平成29年度決算報告及び監査報告承認の件

平成29年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算報告
自平成29年4月1日至平成30年3月31日

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		一般	L u s h	太陽生命	合計
I	経常収入の部				
1	会費収入				
	正会員	39,000			39,000
	賛助会員				0
2	事業収入				
	特定非営利活動に係る事業				0
	助成金		644,200	500,000	1,144,200
	その他の事業				0
3	寄付収入				
	寄付金	315,000			315,000
	経常収入合計	354,000	644,200	500,000	1,498,200
II	経常支出の部				
1	事業費				
	特定非営利活動に係る事業				
	通信費	10,408	0	43,184	53,592
	消耗品費	1,879	0	7,459	9,338
	旅費	0	0	6,800	6,800
	謝金	6,000	230,000	135,000	371,000
	手数料	0	0	7,560	7,560
	保険料	0	0	0	0
	印刷費	27,888	0	110,817	138,705
	人件費	1,000	0	131,500	132,500
	借料	1,700	10,800	8,000	20,500
	雑費	9,383	0	0	9,383
2	管理費				
	通信費	10,409	0	0	10,409
	消耗品費	1,879	0	0	1,879
	旅費	0	0	0	0
	謝金	0	0	0	0
	手数料	2,790	0	0	2,790
	保険料	5,000	0	0	5,000
	印刷費	27,889	0	0	27,889
	人件費	0	0	0	0
	借料	1,700	0	0	1,700
	雑費	29,731	0	0	29,731
	委託費	100,540	0	0	100,540
	経常支出合計	238,196	240,800	450,320	929,316
III	その他資金収入の部				
1	雑収入	3	1	1	5
	その他資金収入合計	3	1	1	5
IV	その他資金支出の部				
	助成金残額		403,401	49,681	453,082
	その他資金支出合計	0	403,401	49,681	453,082
	当期収支差額	115,807	0	0	115,807
	法人税、住民税及び事業税	0			0
	正味財産増減額	115,807			115,807
	前期繰越金	409,001			409,001
	次期繰越収支差額	524,808			524,808

特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成30年3月31日現在

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		金額 (円)	
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金 (一般会計)	281,428	
	現金 (L u s h)	17,000	
	現金 (太陽生命)	49,681	
	鹿児島銀行荒田支店 3458874(一般会計)	243,380	
	鹿児島銀行荒田支店 3046462(L u s h)	386,401	
	鹿児島銀行荒田支店 3046473(太陽生命)	0	
	流動資産合計		977,890
2	固定資産		
	固定資産合計		0
	資産合計		977,890
II	負債の部		
1	流動負債		
	L u s h 次年度助成金	403,401	
	太陽生命 返還金	49,681	
	流動負債合計		453,082
2	固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		453,082
	正味財産		524,808


特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成30年3月31日現在

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科 目		金額(円)		科 目		金額(円)		
I	資産の部				負債の部			
	1	流動資産			II	流動負債	453082	
		現金	348,109					
		普通預金	629,781					
		流動資産合計	977,890			流動資産合計	453082	
2	固定資産			III	固定負債	0		
	固定資産合計	0			固定資産合計	0		
				正味財産の部				
					前期繰越正味財産	409,001		
					当期正味財産増減額	115,807		
					正味財産合計	524,808		
資産の部合計		977,890		負債及び正味財産の部合計		977,890		

監査報告書

特定非営利活動法人つながる鹿児島
理事長 芝田 淳 殿

平成30年5月28日
特定非営利活動法人つながる鹿児島
監事 田中 孝史 

私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、月次の報告書を確認し、また必要に応じて理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支決算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

第3号議案 平成30年度事業計画承認の件

平成30年度事業計画

自平成30年4月1日至平成31年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業

①身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業

事業名：鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

事業内容：『身寄り』のない当事者の互助会的組織である「鹿児島地域で支えあう会」を組織する。互助会は当会の下部組織ではなく、独立した団体である。支援者はその設立と発展を促す。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：各回4名×12回=のべ48名

対象者：『身寄り』のない当事者 各回平均15名×12回=のべ180名

②身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々を対象とする人権擁護活動事業

事業内容：「身寄り」がない方、社会的に孤立した方から個別の相談事例やこうした方々の支援者、地域の方々からの情報提供があった場合において、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・MSW等や当会または連携団体の理事、会員等が当事者のもとに自らアウトリーチし、相談や支援を行う。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：のべ30名

対象者：一般市民 のべ30名

③身寄りがない方々等を対象とする福祉、就職、法律相談事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々を対象とする福祉、就職、法律相談事業

事業内容：弁護士・司法書士等の法律職、社会福祉士・精神保健福祉士・MSW等の福祉職が連携し、どのような問題でも相談することのできる分野横断的・総合的な相談会「鹿児島つながる相談会」を実施する。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：年12回（毎月実施）

従事人数：各回10名×12回=のべ120名

対象者：一般県民 各回10回×12回=のべ120名

④身寄りがない方々等の相互交流事業

【再掲】

事業名：鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

事業内容：『身寄り』のない当事者の互助会的組織である「鹿児島地域で支えあう会」を組織する。互助会は当会の下部組織ではなく、独立した団体である。支援者はその設立と発展を促す。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：各回4名×12回=のべ48名

対象者：『身寄り』のない当事者 各回平均15名×12回=のべ180名

⑤身寄りがない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業

事業名：身寄りがない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業を随時検討する

事業内容：随時検討

実施場所：鹿児島県内

実施時期：未定

従事人数：未定

対象者：未定

⑥身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業

事業内容：1. 弁護士・社会福祉士・介護支援専門員・民生委員等により「身寄り」問題及び社会的孤立問題の全般を扱う会議「支援者委員会」を行うが、特に、定期的で開催される事業の運営について、その在り方を検討及び協議し、個別の相談への対応を通じて、強固かつ柔軟な支援者ネットワークを構築する。

2. 不動産業者、医療法人、社会福祉法人等の代表者、事務局長等による会議「事業者委員会」を行う。これらの事業者が、自ら、どのような代替策があれば、連帯保証人や身元引受人なしで、利用者を受け入れることができるかについて、検討を行う。

実施場所：1. 鹿児島市内

2. 鹿児島市内

実施時期：1. 通年 年6回

2. 通年 年6回

従事人数：1. 各回10名×6回=60名

2. 各回6名×6回=36名

対象者：1. なし
2. なし

⑦身寄りがない方々等及び彼らの抱える経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業

事業内容：1. 支援者委員会において『身寄り』対応マニュアルを作成し、公表する。
2. 事業者委員会において、事業者の視点から見た『身寄り』問題解決に向けた提言を作成し、公表する。
3. ホームページでの活動内容の報告

実施場所：鹿児島県内

実施時期：1及び2. 2019年3月
3. 随時

従事人数：のべ96名

対象者：一般県民

(2) その他の事業

①出版事業

今年度は実施しない。

②物品の販売事業

今年度は実施しない。

2. 主な事業項目ごとの事業計画

(1) 支援者委員会

「『身寄り』問題支援マニュアル（仮題）」の作成を目指す。これに先立ち、身寄り問題についての調査研究や事例検討を行う。その後、担当を振り分けて執筆を行う。

なお、現状において、『身寄り』問題に対応する社会資源は十分ではなく、「マニュアル」の作成が困難であることは重々承知のうえで、それでもなお「マニュアル」を作成することが、新たな社会資源の開発や、当事者、支援者及び事業者それぞれの役割の発見につながることに期待を寄せるものである。

よって、当事者組織である鹿児島ゆくさの会や事業者委員会とも情報交換、意見交換を行いながら進めていく。

共同委員長：浜辺恵里香，三角悦久

(2) 事業者委員会

事業者の視点から『身寄り』問題を解決するための方法を検討する。

平成28年度にまとめた「事業者の視点からみた『身寄り』問題の解決に向けた方向性（事業者委員会報告書）」をもとに、さらに深く検討を重ね、検討内容は、最終的には提言としてまとめる。（ただし、提言の作成は今年度中に行うとは限らない）

なお、本年度は、特に「医療」の分野に関する検討に注力する。

委員長：那須拓馬

副委員長：國弘小百合

(3) 鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

『身寄り』のない当事者（以下当事者）の互助会的組織である「鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）」活動を継続する。なお、同会は当法人の下部組織ではなく、独立した団体として活動している。組織の将来像としては、多数の「単位会」がそれぞれに気の合う仲間どうしで活動し、各単位会が所属する「全体会」が統一した行動や広報等を行うことを目指す。支援者はこうした組織づくりとその発展を促す。

なお、現時点で活動している単位会は中高年男性を中心とした単位会1つだけである。集会も毎月行われているが、同単位会の集会が主である。今後は、同単位会での経験を活かし、新たな単位会作りに向けた呼びかけ等を行う集会も必要である。

つながるファイルの作成については、これまでの経験を活かし、作成のためのマニュアルの作成や、つながるファイルの作成をアドバイスできるアドバイザーの養成を行う段階に進む。

①集会等の開催

毎月ゆくさの会を実施し、相互交流を図る。

②つながるファイルの作成

引き続き、つながるファイルの作成を継続する。

③つながるファイルの作成マニュアルの作成等

つながるファイルの作成のためのマニュアルの作成や、つながるファイルの作成をアドバイスできるアドバイザーの養成に取り組む

④Line等SNSを用いた当事者相互の見守り・支えあい事業

Line等SNSを用いて、当事者どうしが互いに見守り、支えあう事業を開始する。

担当理事：河原晶子，荒堀瑞佳

担当者：幾留郁子，立山裕子，宇都宮孝久，

(4) 鹿児島つながる相談会

引き続き、毎月第3土曜日に鹿児島つながる相談会を実施する。

法律職・福祉職が2名以上の体制で相談に対応できるようにするため、相談員については弁護士・司法書士・精神保健福祉士・社会福祉士会・医療ソーシャルワーカー等の参加を促す

広報については、チラシを作成し、鹿児島市役所・保健センター・民生委員協議会・地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・精神保健福祉士協会・社会福祉士会等の各団体に配布する。

なお、同相談会は、毎月の定期開催が定着し、しかも、法律専門職と福祉専門職が同時に相談を受けるという稀有な特徴を有しており、市民に対する相談機会の提供として貴重な資源となっているところであるにもかかわらず、相談者数が予想ほど伸びていない状況が続いている。そこで、①マスコミの取材を促す②専門士業団体等の後援をとる、といった新たな行動をとることにより、地域の相談資源としての定着を目指す。

担当理事：須藤奈津子，溝延祐樹，廣野拓

担当者：天羽浩一，野口英一郎，久永雅仁

(5) 広報

鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業，鹿児島つながる相談会等の各事業のより一層の進展を促し，支援者委員会，事業者委員会でまとめた報告書，提言等を周知する等のために，広報に力を入れ，ホームページの更新，チラシの作成，配布等を行う。

担当理事：芝田淳

担当者：久永雅仁

第4号議案 平成30年度予算案承認の件

平成30年度特定非営利活動に係る事業予算案
自平成30年4月1日至平成31年3月31日

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		一般	L u s h	合計
I	経常収入の部			
1	会費収入			
	正会員	150,000		150,000
	賛助会員			0
2	事業収入			
	特定非営利活動に係る事業			0
	助成金		403,401	403,401
	その他の事業			0
3	寄付収入			
	寄付金	200,000		200,000
	経常収入合計	350,000	403,401	753,401
II	経常支出の部			
1	事業費			
	特定非営利活動に係る事業			
	通信費	15,000	0	15,000
	消耗品費	3,000	10,800	13,800
	旅費	5,000	0	5,000
	謝金	20,000	330,000	350,000
	手数料	1,000	0	1,000
	印刷費	50,000	48,400	98,400
	人件費	10,000	0	10,000
	借料	10,000	14,200	24,200
	雑費	38,000	0	38,000
2	管理費			
	通信費	15,000	0	15,000
	消耗品費	3,000	0	3,000
	旅費	5,000	0	5,000
	謝金	20,000	0	20,000
	手数料	5,000	0	5,000
	保険料	10,000	0	10,000
	印刷費	40,000	0	40,000
	人件費	10,000	0	10,000
	借料	10,000	0	10,000
	雑費	32,000	0	32,000
	経常支出合計	302,000	403,400	705,400
III	その他資金収入の部			
1	雑収入	0	0	0
	その他資金収入合計	0	0	0
IV	その他資金支出の部			
	助成金残額	0	1	1
	その他資金支出合計	0	1	1
	当期収支差額	48,000		48,000
	法人税、住民税及び事業税	0		0
	正味財産増減額	48,000		48,000
	前期繰越金	524,808		524,808
	次期繰越収支差額	572,808		572,808

第5号議案 資産の総額の確認に関する件

平成30年3月31日現在の本法人の資産の総額は、
金524,808円である旨確認する。

〔提案理由〕

資産の総額については、毎事業年度終了後決算に基づいて登記をなす必要があるため。

第6号議案 定款第25条の変更に関する件

定款第25条を下記のとおり変更したいので、その承認を求める。

【提案理由】

1. 現在、特定非営利活動法人つながる鹿児島（以下「当法人」という。）の総会の招集方法は書面であるが、当法人は会員数も増えており事務所担当者の業務の量が増加し、また会員にはメールリスト等で行事予定等をお知らせするのが一般的になっているため、業務の効率化と会員の利便性を図る必要がある。さらに、今後当法人の会員に対して今後メールでの送信が困難な事例も想定されるため、書面とも電磁的方法のいずれとも判断しづらいファクシミリでの招集も可能としたい。
2. よって、定款第25条第3項の招集方法を書面、ファクシミリ又は電磁的方法とする旨の変更をしたいので、承認を求めるものである。

新旧対照表

【現行】	【改正案】
第25条 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。	第25条 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第7号議案 定款第29条の変更に関する件

定款第29条を下記のとおり変更したいので、その承認を求める。

【提案理由】

1. 現在、当法人の総会の表決の方法は書面又は電磁的記録であるが、今後当法人の会員からのメール受信が困難な事例も想定されるため、書面とも電磁的方法のいずれとも判断しづらいファクシミリでの招集も可能としたい。
2. よって、定款第29条第2項の表決権を書面、ファクシミリ又は電磁的方法とする旨の変更をしたいので、承認を求めるものである。

新旧対照表

【現行】	【改正案】
第29条 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面又は電磁的記録</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	第29条 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面、ファクシミリ又は電磁的方法</u> をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第8号議案 定款第54条の変更に関する件

定款第54条を下記のとおり変更したいので、その承認を求める。

【提案理由】

1. 特定非営利活動促進法の改正により、平成30年10月1日より資産の総額が特定非営利活動法人の登記事項から抹消され、代わりに貸借対照表の公告が必要になる。官報での公告では、毎年7万円ほどの費用が発生してしまうため、官報ではなく、当法人のホームページから貸借対照表等の必要な情報を公示できるようにしたい。
2. よって、定款第54条の規定に貸借対照表の公告方法を追加する旨の変更をしたいので、承認を求めるものである。

新旧対照表

【現行】	【改正案】
第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u>

5月号

Welcome!

ゆくさ通信

第2号 5月10日発行

【お問い合わせ】
NPO法人つながる鹿児島
鹿児島市下荒田4丁目34-11
コスモハイツ1階
☎ 099-296-1253

ゆくさ通信について

ゆくさ通信は、会員に向けた広報誌です。ゆくさ通信では、イベントの告知や、ゆくさの会、単位の活動報告を行います。今後隔月にて発行していきますので楽しみにお待ち下さい♪

会員の皆様とともに、益々盛り上げていきたいと思っております。これから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

活動紹介

平成29年4月26日に八幡校区公民館にてゆくさの会の集会を行いました。お茶を飲み、話をしながらつながるファイルの作成をしました。参加者の皆様の進み具合は人それぞれですが、考えながら内容を記入されていました。

つながるファイルの作成

「もしも」のときに備えてエンディングノートを作成する活動です。ノートではなくファイルを使用する、いつでも書き直せる、「ある時」まで見られたくないものは封筒に入れておくといった、ゆくさの会独自の「つながるファイル」を現在作成中！会員全員が書いて、共有します。単体会、ゆくさの会の集まりのときに書いて少しずつ完成を目指します。

※つながるファイル



このほかにも、ゆくさの会や単体会で毎月イベントを実施します。どうぞご期待ください！

第1回ゆくさの会・全体会のご案内

参加無料!

＜イベント内容＞

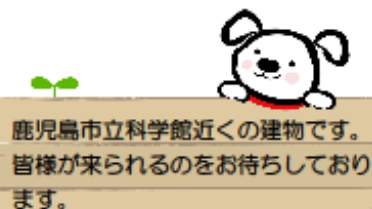
①つながるファイルの作成

毎回それぞれのペースで少しずつ作成していきます。

②座談会

生活の中での困り事や身寄り問題についてなんでも話しましょう。

日時：5月30日(火) 15:00~17:00
会場：鹿児島市鴨池公民館・第2研修室
(鹿児島市鴨池2丁目32-6)



特定非営利活動法人つながる鹿児島(しばた司法書士事務所)
TEL:099-296-1253 mail:nanohana@siren.ocn.ne.jp

1人で悩んでいませんか？



- あなたのお悩みをお聞かせください。
- ・ 身寄りがなく将来に不安がある方、「うつ」で悩んでいる方、夫婦関係に疲れた方、借金で苦しんでいる方、相続でお悩みの方など、**色々な相談が無料でできます。**
- ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・医療ソーシャルワーカー・ケアマネジャー・家計相談支援員など**各方面の専門家たちが協働でご相談に対応いたします。**
- ・ **支援者側のみならずあなたのご相談にも対応しております。**ご担当の案件でお困りの方は遠慮なくご相談ください。

※ 相談日、会場につきましては詳細は裏面をご覧ください。

(主催)NPO 法人つながる鹿児島

鹿児島つながる相談会

毎月第3土曜日 13時～16時

***相談無料 *予約不要**

【相談会場】

鹿児島市山下町16-3 有満ビル2階
グリーンコープ生活再生相談室

【問い合わせ先】

099-296-1253
(しばた司法書士事務所)

相談会場のご案内 (グリーンコープ生活再生相談室)



相談会開催日

H30年	1月20日(土)
	2月17日(土)
	3月17日(土)
	4月21日(土)
	5月19日(土)

【主な交通アクセス】

- 市電 市役所前、水族館口下車→徒歩3分
- バス 市役所前下車→徒歩5分
水族館前下車→徒歩3分
- 車 駐車場はありませんので、コインパーキングを利用して下さい。
- 自転車 駐輪場はありません。会場前路上駐輪はご遠慮下さい。

(資料) 定款

※下線部は、本総会において変更予定の部分であり、変更後の内容が記載されています。

特定非営利活動法人つながる鹿児島定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つながる鹿児島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者を含む身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々（以下、「身寄りがない方々等」と称す）に対して、互助、親睦及び支援（生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を含む）に関する事業を行い、身寄りがない方々等を排除したり差別したりすることのない社会を創造し、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業
 - ② 身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業
 - ③ 身寄りがない方々等を対象とする福祉、就職、法律相談事業
 - ④ 身寄りがない方々等の相互の交流事業
 - ⑤ 身寄りがない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業
 - ⑥ 身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業
 - ⑦ 身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業
 - (2) その他の事業
 - ① 出版事業
 - ② 物品の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに

残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	芝田 淳
理事	浜辺 恵里香
理事	廣野 拓
理事	河原 晶子
理事	須藤 奈津子
理事	溝延 祐樹
理事	三角 悦久
理事	荒堀 瑞佳
監事	田中 孝史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0円
(2) 年会費	正会員 3,000円
	賛助会員 1,000円

これは、当法人の定款である。
鹿児島市下荒田四丁目34番11号
コスモハイツ1階
特定非営利活動法人つながる鹿児島
理 事 芝 田 淳

(資料) 役員名簿

役員名簿

2018年(平成30年)5月29日時点

役職名	氏名	役員報酬の有無	団体以外の職業(勤務先名)
理事長	芝田 淳	無	司法書士 (しばた司法書士事務所)
理事	浜辺 恵里香	無	看護師・社会福祉士 (公益財団法人慈愛会今村総合病院)
理事	廣野 拓	無	社会福祉士・医療ソーシャルワーカー (介護老人保健施設クオリエ)
理事	河原 晶子	無	大学非常勤講師 (志学館大学)
理事	須藤 奈津子	無	事務局職員 (公益社団法人鹿児島県社会福祉士会事務局)
理事	溝延 祐樹	無	弁護士 (国分隼人法律事務所)
理事	三角 悦久	無	司法書士 (司法書士事務所ひなた)
理事	荒堀 瑞佳	無	精神保健福祉士 (鹿児島市精神保健福祉交流センター)
監事	田中 孝史	無	司法書士 (司法書士田中孝史事務所)

(資料)

登記事項

2018年(平成30年)5月29日時点

2018/05/29 10:28 現在の情報です。

鹿児島市下荒田四丁目34番11号コスモハイツ1階
特定非営利活動法人つながる鹿児島

会社法人等番号	3400-05-008702
名称	特定非営利活動法人つながる鹿児島
主たる事務所	鹿児島市下荒田四丁目34番11号コスモハイツ1階
法人成立の年月日	平成29年3月13日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、高齢者、障害者を含む身寄りがいない方々及び社会的に孤立した方々(以下、「身寄りがいない方々等」と称す)に対して、互助、親睦及び支援(生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を含む)に関する事業を行い、身寄りがいない方々等を排除したり差別したりすることのない社会を創造し、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動2 社会教育の推進を図る活動3 まちづくりの推進を図る活動4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定非営利活動に係る事業<ol style="list-style-type: none">(1) 身寄りがいない方々等が主体となる互助会の運営事業(2) 身寄りがいない方々等を対象とする人権擁護活動事業(3) 身寄りがいない方々等を対象とする福祉、就職、法律相談事業(4) 身寄りがいない方々等の相互の交流事業(5) 身寄りがいない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業(6) 身寄りがいない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業(7) 身寄りがいない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業2 その他の事業<ol style="list-style-type: none">(1) 出版事業(2) 物品の販売事業
役員に関する事項	鹿児島市下荒田一丁目38番33号 理事 芝田 淳
資産の総額	金29万7001円
登記記録に関する事項	設立 平成29年 3月13日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。